

鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負契約並びに建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務の契約（以下これらを「建設工事等の契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）の資格審査について、必要な事項を定めるものとする。

(申請書の提出)

第2条 鹿児島市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札に参加しようとする者は、別に定める一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に、関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、競争入札参加者の資格、申請書の提出の時期、場所及び方法等必要な事項をあらかじめ公告するものとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定により公告された申請書の提出の時期を経過した後においても申請書を提出させることができる。

(欠格事項)

第3条 前条の規定により申請書を提出した者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加する資格を有しないものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 鹿児島市契約規則第2条第1項の規定に該当する者

(資格)

第4条 競争入札参加者の資格は、次に掲げるところによる。

(1) 建設業にあっては、次のいずれにも該当する者であること。ただし、特別の工事等については、この限りではない。

ア 法第3条の規定による許可を有する者であること。

イ 法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受け、法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けている者であること。

ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主にあつては、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っている者であること。

エ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主にあつては、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っている者であること。

オ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事

業主にあつては、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っている者であること。

(2) 測量業にあつては、測量法第55条第1項の規定による登録を受けている者であること。

(3) 建築設計業にあつては、建築士法第23条第1項の規定による登録を受けている者であること。ただし、同法第3条第1項及び第3条の2第1項に規定されている建築物以外の建築物の設計又は工事監理については、この限りでない。

2 資格審査は、2年度に1回行う定期の審査及びその中間の年度に1回行う追加の審査とする。

(工事施工能力)

第5条 競争入札参加者の工事施工能力の審査は、工事の種類（以下「工種」という。）ごとに次に掲げる事項のそれぞれの点数を合計したもの（以下「総合点数」という。）により行うものとする。

(1) 客観的事項 法第27条の2第9第1項に規定する総合評定値の点数（以下「客観点数」という。）

(2) 主観的事項 次に掲げる項目ごとに、別に市長が定める基準により算定した点数の合計点数（以下「主観点数」という。）

ア 工事成績・市工事施工高

イ 登録年数

ウ 減点要素

エ その他の加算要素

2 市長は、競争入札参加者を、総合点数の高点順に配列するものとする。

(格付)

第6条 競争入札参加者（鹿児島県内に本店を有しない者を除く。）に必要な格付は、前条の審査結果を総合的に勘案して土木一式工事及び建築一式工事についてはA、B、C、Dの4等級に、舗装工事、電気工事及び管工事についてはA、B、Cの3等級に、造園工事についてはA及びBの2等級に区分し、工種ごとに工事規模別発注件数状況を基準に、等級ごとに必要な工事施工能力等を勘案して別に定める格付基準に基づいて格付するものとする。ただし、建築一式工事のA級は、特定建設業の許可を有している者について格付することができるものとする。

2 前項に規定する工種以外の工種については、等級区分の格付は行わない。

3 次の各号に掲げる者の格付は、前条の審査に基づき算定された総合点数にかかわらず、当該各号に掲げるところによる。

(1) 第1項の規定により格付がされた者であつて、その後の工事施工能力の審査において、当該格付により区分された等級の上位の等級となるべき点数を有することとなった者 現等級の直近上位の等級の最下位

(2) 新たに競争入札に参加する資格があると認めた者 各工種ごとの最下位の等級の最下位
(3) 経営不振となった者 各工種ごとの最下位の等級の最下位（前号に掲げる者の等級に対しては、その上位とする。）

(4) 申請書に添付された関係書類に基づく官公庁の完成施工実績が別に定める等級区分に対応する発注基準額（以下「発注基準額」という。）の下限額の90パーセントを満たしていない者 当該官公庁の完成施工実績を0.9で除して得た額が該当する発注基準額に対応する等級

(5) 年間平均完成工事高が発注基準額の下限の2倍の額を満たしていない者 当該年間平均完成工事高を2で除して得た額が該当する発注基準額に対応する等級

4 市長は、競争入札参加者を格付しようとするときは、鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格者格付等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に当該格付について審査させるものとする。

5 審査委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

（有資格者名簿）

第7条 競争入札に参加する資格があると認めた者については、鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。ただし、第2条第3項の規定により申請書を提出した者で、資格があると認めた者については名簿に追加して登載する。

2 前項の名簿は、市長が認定したときに確定する。

（名簿登載の通知）

第8条 市長は、名簿が確定したときは、有資格者に対して、名簿に登載した旨を通知するとともに、等級区分のある工事については、等級、客観点数、主観点数及び総合点数、等級区分のない工事については、客観点数も併せて通知するものとする。

（有効期間）

第9条 名簿の有効期間は、名簿が確定した日から、その日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、市長が新たに名簿を確定する日の前日までは、その効力を有するものとする。

2 現に名簿に登載されている者が、新たに名簿が確定する年度に係る申請書を提出しなかったときは、その者の名簿の有効期間は、前項の規定にかかわらず、新たに名簿が確定する年度の前年度の末日までとする。

3 第7条第1項ただし書の規定により追加して登載された者の有効期間は、当該追加して登載された日から当該追加して登載された名簿の有効期間までとする。

（名簿の公表）

第10条 市長は、名簿が確定したときは速やかに、閲覧に供するものとする。

（変更等の届出）

第11条 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号に掲げる者は、速やかに市長にその旨を届け出るものとする。

- (1) 代表者が死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき 当該法人の役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 当該法人の破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき 当該法人の清算人
- (5) 廃業（建設業の一部を廃業した場合を含む。）したとき 本人又は法人である場合にあっては当該法人の役員

2 有資格者は、次の各号に掲げる事項について変更があった場合は、速やかに市長にその旨を届け出るものとする。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称
- (3) 法人の場合にあっては代表者の役職及び氏名、個人の場合にあってはその者の氏名
- (4) その他市長が必要と認める事項
(競争入札参加資格の取消し)

第12条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、審査委員会に諮り、その者の競争入札参加資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条各号に該当することとなったとき。
- (2) 不正の手段により競争入札参加資格の認定を受けたと認められるとき。
- (3) 競争入札参加資格の辞退の申出があったとき。

2 市長は、有資格者が前条第1項第2号から第5号（建設業の一部を廃業した場合を除く。）までに該当することとなったときは、審査委員会に諮り、その者の競争入札参加資格を取り消すものとする。

3 前2項の規定により競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を有資格者に通知するとともに名簿から削除するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、昭和56年3月1日から施行する。

2 鹿児島市建設工事競争入札参加資格審査要綱（昭和42年4月29日制定）は廃止する。

付 則 （昭和56年8月1日一部改正）

付 則 （昭和60年4月1日一部改正）

付 則 （昭和61年4月1日一部改正）

付 則 （昭和63年1月1日一部改正）

付 則 （平成元年7月1日一部改正）

付 則 (平成6年7月6日一部改正)

付 則 (平成7年7月1日一部改正)

付 則 (平成9年6月30日一部改正)

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

付 則 (平成12年6月27日一部改正)

この要綱は、平成12年6月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成27年1月9日から施行する。

2 改正後の鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった競争入札参加資格の審査について適用する。

付 則

この要綱は、平成30年6月27日から施行する。